

東労基発 1203 第 1 号
令和 2 年 12 月 3 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会東京都支部
事業代表者（支部長） 殿

東京労働局労働基準部長

移動式クレーンの安全な使用について（要請）

労働行政の推進については、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年の東京都における建設業の労働災害は、昨年と比較し減少していますが、死亡災害については 11 月 30 日現在で 11 件であり、全産業の約 42% を占めています。

このような中、令和 2 年において、移動式クレーンの転倒災害が 4 件発生（平成 30 年、令和元年には発生していない。）しております、そのうち 1 件が死亡災害となっています。移動式クレーンの転倒災害は、運転者のみならず、第 3 者、公衆災害を含める甚大な災害になりかねないものです。

当局におきましては、移動式クレーンによる労働災害の防止に取り組んでいるところでありますが、貴職におかれましても、会員事業場等関係者の方々に対して、移動式クレーンの使用に当たっては、移動式クレーンの転倒防止措置の確実な実施とともに、下記の事項の遵守を指導していただき、建設現場における移動式クレーンの安全な使用の徹底を図っていただきますよう要請いたします。

記

【事業者の管理について】

- 1 移動式クレーンの安全装置等の機能を失わせないよう労働者に対して安全衛生教育を実施すること
- 2 移動式クレーン作業について、つり荷の重量に対して必要な作業半径の距離、高さ、当該クレーン機能に基づいた作業計画を作成し関係労働者及びクレーン作業周辺に働く労働者に対して、作業方法を周知すること。
- 3 予定していた作業条件に変更が生じた場合は、作業計画の見直しを図る

こと。

- 4 地盤が軟弱な場所に移動式クレーンを設置する場合は、転倒を防止するために必要な広さ、強度を有する鉄板等を敷設しこの上に設置すること。
- 5 アウトリガーを有する移動式クレーンについて、アウトリガーを最大限に張り出し、転倒のおそれのない水平堅固な場所に設置、使用すること。
- 6 移動式クレーンの旋回により労働者との接触を防止するために立入り禁止区域の設定を行い、関係労働者及び作業周辺の労働者に立入り禁止を周知すること。
- 7 移動式クレーンの吊り荷の下に労働者を立ち入らせないこと。
- 8 移動式クレーン作業について、強風（10分間平均風速10m/S）のため危険が予想されるときは中止にすること

【特定元方事業者の管理、対応について】

- 1 特定元方事業者は、自ら作成した作業計画と関係請負人が作成した同計画の整合を図りリスク低減を図った作業計画を決定すること。
- 2 特定元方事業者は、関係請負人が行う移動式クレーン作業に立ち会い、作業計画どおり、作業が進められているか確認すること。